



基 発 第 0404002 号

平成 15 年 4 月 4 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公印省略)

「ゴンドラ構造規格の適用について」の一部改正について

「ゴンドラ構造規格の適用について」は、平成 6 年 7 月 12 日付け基発第 452 号をもって通達しているところであるが、ゴンドラの構造部分に使用することができる材料の例を追加するため、今般、その一部を下記のとおり改正するので、これが運用に遺憾のないようにされたい。

記

平成 6 年 7 月 12 日付け基発第 452 号「ゴンドラ構造規格の適用について」の一部を次のように改正する。

第 2 の 4 の (2) 中「アルミニウム合金材のうち」の次に「JIS H4000 A6061P-T6 並びに」を加え、表を次のように改める。

材料の種類		F の値 (単位 N/mm ²)
JIS H4000	A6061P-T6	110
JIS H4100	A6061S-T6	110
	A6063S-T6	80

別表中 「

JIS H4100	A6061S-T6	JIS H4100 A6061S-T62
	A6N01S-T5	DIN 1748 AlMgSi0.5/F22

」

を

「

JIS H4100	A6061S-T6	JIS H4000 A6061P-T6 JIS H4100 A6061S-T62
	A6N01S-T5	DIN 1748 AlMgSi0.5/F22

」

に改める。

参 考

基 発 第 4 5 2 号
平成 6 年 7 月 12 日
改 正 基 発 第 0404002 号
平成 15 年 4 月 4 日

都道府県労働基準局長 殿

労働省労働基準局長

ゴンドラ構造規格の適用について（抄）

ゴンドラ構造規格（平成 6 年労働省告示第 26 号。以下「新規格」という。）は、平成 6 年 3 月 28 日に公布され、平成 6 年 8 月 1 日から適用されることとなった。

今回の改正は、最近におけるゴンドラに係る技術の進歩及びゴンドラを使用する建築物の高層化の進展に対応させるとともに、諸外国のゴンドラの構造に関する規格との整合性の確保を図るため、従来の規格を全面的に見直したものであり、ゴンドラの安全確保等をより一層推進しようとするものである。これに伴い、従来のゴンドラ構造規格（昭和 44 年労働省告示第 53 号。以下「旧規格」という。）は、廃止される。

については、今回の改正の趣旨を十分理解し、関係者への周知徹底を図るとともに、下記の事項に留意の上、これが運用に遺憾のないようにされたい。

なお、旧規格に関する従前の通達については、新規格の相当条文に関する通達として取り扱うこととし、別紙の 1 から 3 までに掲げる通達をそれぞれに定めるところにより改正するとともに、別紙の 4 に掲げる通達を廃止する。

記

第 1 旧規格との主な相違点

- 1 構造部分に使用できる材料にステンレス鋼及びアルミニウム合金を追加し、それに伴う所要の整備を行ったこと。（第 1 条から第 3 条まで、第 5 条及び第 7 条関係）
- 2 国際単位系との整合性を図るため、力の単位を「ニュートン」とし、それに伴う所要の整備を行ったこと。（第 2 条、第 3 条、第 7 条、第 10 条から第 12 条まで、第 15 条及び第 17 条関係）
- 3 輸入したゴンドラに対応できるよう規定を整備したこと。（第 3 条、第 9 条から第 11 条まで、第 30 条第 2 号、第 41 条及び第 45 条関係）
- 4 材料に係る計算に使用する許容応力の値を計算式により求めることとしたこと。（第 3 条及び第 7 条関係）
- 5 積載荷重、昇降慣性力及び走行慣性力を求める基準を変更したこと。（第 9 条から第 11 条まで関係）
- 6 軌道式のゴンドラの軌道切り替え部での脱輪の防止のための構造を定めたこと。

(第 20 条関係)

7 管等で覆われているワイヤロープについて、容易に点検できる構造を定めたこと。

(第 42 条関係)

8 人力によるゴンドラ（人力により昇降するゴンドラ）のブレーキに関する規定を削除したこと。

9 その他クレーン構造規格等との整合性を図ったこと。

第 2 細部事項

1 第 1 条関係

(1) 第 1 項本文の「ゴンドラのうち、囲い、覆いその他人を乗せて昇降させるための支持部分以外の部分及び機械部分を除いた部分」とは、構造部分の定義を示したものであり、「囲い」及び「覆い」は構造部分に該当しない部分の代表例として示したものであること。

(2) 「構造部分」には、上部支持金具及び跨座式突りょう等並びにスターラップのように手すりの形状をしていても作業床に掛かる荷重を支える部分が含まれること。

(3) 第 1 項本文の「同等以上の化学成分及び機械的性質を有する鋼材若しくはアルミニウム合金材」としては、別表に掲げる鋼材及びアルミニウム合金材があること。

なお、別表により難しい場合については、当分の間、あらかじめ本省に照会すること。

(4) 第 1 項ただし書の「労働省労働基準局長が認めた」材料としては、ドイツ連邦規格（以下「DIN」という。）1614Part2StW24 があること。

(5) 第 2 項の「床板等」には、チェア型のゴンドラ（8 (2) を参照）の座板床板を支える角材が含まれること。

(6) 第 2 項の「アルミニウム合金材（前項第 11 号の材料を除く。）」としては、日本工業規格（以下「JIS」という。）H4000（アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条）、DIN1745 に定めるアルミニウム合金の板等があること。

なお、第 2 項では「前項第 11 号の材料を除く」とあるが、同号のアルミニウム合金材については、第 1 項において構造部分の材料として使用することが認められており、作業床の床板等として使用して差し支えないこと。

(7) 第 3 項の「繊維の傾斜」とは、いわゆる木目又は木理の傾斜をいうこと。

2 第 3 条関係

(1) F の値は、JIS に定められた材料の「降伏点」又は「耐力」及び「引張強さ」のそれぞれの最小値をもとに求めること。

なお、第 1 条第 1 項の「同等以上の化学成分及び機械的性質を有する鋼材若しくはアルミニウム合金材」についても、それぞれの規格に定められた材料の「降伏点」又は「耐力」及び「引張強さ」のそれぞれの最小値をもとに F の値を求めること。

(2) 第 1 項は、 F の値から材料の許容引張応力、許容圧縮応力、許容曲げ応力、許容せん断応力及び許容支え圧応力の値を求める計算式を定めたものであること。

(3) 第 1 項の「支え圧応力」とは、ボルト、ピン等を板穴に通す場合の当該穴の周囲の板厚方向断面に、ボルト、ピン等を支えるために生ずる応力をいうこと。

(4) 第 2 項は、材料の許容座屈応力の値を求める計算式を定めたものであること。

3 第4条関係

- (1) 第1条第1項の「同等以上の化学成分及び機械的性質を有する鋼材」については、別表においてそれぞれ対応する第1条第1項の鋼材として、本条第1項の表を適用すること。
- (2) 第3項第1号の「全長」は、同種の溶接を行う箇所のそれぞれの長さを合計した長さとして差し支えないこと。

4 第5条関係

- (1) 第1号に関して1(4)において労働省労働基準局長が使用することを認めたDIN1614Part2StW24の許容応力の値については、以下によること。

イ 材料に係る許容応力の値

DINに定められた降伏点の最小値を第3条のFの値として、同条の規定に基づき求めた値とすること。

ロ 溶接部に係る許容応力の値

第4条の第1項の表における鋼材の種類を「A」として、同条第1項の規定に基づき求めた値とすること。

- (2) 第2号に該当するアルミニウム合金材のうちJIS H4000 A6061P-T6（第1条第1項第11号に掲げるアルミニウム合金材と同等以上の化学成分及び機械的性質を有するアルミニウム合金材）並びにH4100 A6061S-T6及びA6063S-T6の溶接部に係る許容応力（許容支え圧応力及び許容座屈応力を除く。）の値については、下表のFの値の欄に掲げる値を第3条のFの値として、同条の規定に基づき求めた値とすること。

材料の種類		Fの値（単位 N/mm ² ）
JIS H4000	A6061P-T6	110
JIS H4100	A6061S-T6	110
	A6063S-T6	80

5 第6条関係

本条は、一時的に大きな力の加わる、風が吹くとき及び地震時の強度計算において、許容応力を割り増しすることができることを規定したものであること。

6 第7条関係

本条は、第1条第2項の規定に基づき作業床の床板等に使用する木材及びアルミニウム合金材の許容曲げ応力の値を定めたものであること。

7 第8条関係

- (1) 第1号の「ゴンドラの自重」とは、人又は荷をのせない状態でゴンドラを構成するすべての部分の質量をいうが、建物等に固定された軌道等の質量は含まれないこと。
- (2) 第2号の「積載荷重」とは、ゴンドラ安全規則（以下「規則」という。）第1条第2号の積載荷重（質量）をいうこと。
- (3) 第3号の「昇降慣性力」とは、ゴンドラの作業床等の昇降による垂直方向の慣性力によって生ずる力をいうこと。
- (4) 第4号の「走行慣性力」とは、ゴンドラの走行及び旋回による水平方向の慣性力によって生ずる力をいうこと。

(5) 第5号の「風荷重」とは、ゴンドラが風を受けることによって生ずる荷重（力）をいうこと。

(6) 第6号の「地震荷重」とは、地震によって生ずる水平方向の荷重（力）をいうこと。

8 第9条関係

(1) 作業床の床面が区分されている場合には、その部分ごとに本条を適用すること。

なお、オーバーハング部のあるゴンドラについてはオーバーハング部、環状のゴンドラ等については作業床のうちつり下げられている箇所の中の部分のそれぞれの中央にその部分の面積に応じた集中荷重が加わるものとする。

(2) 「チェア型のゴンドラ」とは、椅子の形状をした作業床を持つゴンドラをいい、チェア型のゴンドラのほか、アーム固定型、アーム俯仰型及び懸垂型のゴンドラのうち作業床の形式がチェア式のものを含むものであること。

(3) 「作業床の面積」の値は、手すり等の内側の寸法で計算するものとする。ただし、作業床の用途に適さないキャブタイヤケーブルのかご等の部分は含まれないものとする。

9 第10条関係

(1) 本条は、ゴンドラの「昇降速度」に応じた「昇降慣性力」の値を定めたものであること。

(2) 「昇降速度」とは、規則第1条第3号の「定格速度」又は同条第4号の「許容下降速度」のうち大きいものをいうこと。

(3) 「昇降する部分」には、作業床、つり下げ用ワイヤロープ、キャブタイヤケーブル等が含まれること。

10 第11条関係

(1) 「走行慣性力」は、走行することのできるゴンドラのほか、旋回することのできるゴンドラについても考慮する必要があること。

その場合、旋回する部分の自重を「走行する部分の自重」として走行慣性力を求めること。

(2) 「走行する部分」には、作業床、つり下げ用ワイヤロープ、キャブタイヤケーブル等が含まれること。

11 第12条関係

(1) 本条の「風荷重」については、水平方向及び垂直方向の荷重が同時に作用することはないものとし、それぞれの場合について計算を行うものであること。

なお、垂直方向の計算は、吹きおろしの場合について行うものであること。

(2) 第1項の「風力係数」の値は、風洞試験によって得た値を用いるのが原則であるが、計算の便宜を図るため、第3項の表に代表的な値を示したものであること。したがって、この表の「ゴンドラの風を受ける面の区分」のいずれに該当するかの判断が困難であるものについては、風洞試験を行うよう指導すること。

(3) 第2項の表の速度圧の計算式は、「水平方向」の風速を16m/s、「垂直方向」の風速8m/sとして導いたものであること。

(4) 第3項の表の「平板により構成される面」には、エキスパンドメタル、パンチングメタル等により構成される面が含まれること。

- (5) 第3項の表の「円筒の面」には、つり下げ用ワイヤロープ等のワイヤロープ及びキャブタイヤケーブルの面が含まれること。
- (6) 第3項の表の備考の「見付面積」とは、下図の斜線を施した部分の面積をいうこと。

(図 略)

- (7) 第4項の規定にかかわらず、風を受ける面が風の方向に対して2面重なっており、かつ、2面の間隔が極めて接近している場合には、第1項の「受圧面積」の計算において、2面を一つの面として取り扱って差し支えないこと。

12 第14条関係

第1項第3号の荷重の組合せにおいては、11(5)にかかわらず、風荷重のうち、つり下げ用ワイヤロープ及びキャブタイヤケーブルに作用する風荷重を省略して差し支えないこと。

13 第15条関係

本条は、床板等の強度計算の方法を定めたものであること。

14 第16条関係

本条は、完成品として組み立てられたゴンドラの剛性の保持を定めたものであること。

15 第17条関係

- (1) 第1項は、跨座式突りょう等を用いて設置されたデッキ型及びチェア型のゴンドラにも適用されること。
- (2) 第2項ただし書の「軌道式のゴンドラ」とは、軌道を持つゴンドラをいい、アーム固定型又はアーム俯仰型のゴンドラであって走行の形式が軌道式であるもの及び懸垂型のゴンドラをいうこと。
- (3) 第2項ただし書の「レール等」の「等」には、レールを固定するアンカーボルト等が含まれること。
- (4) 第2項ただし書の「台車の固定の効果を考慮して計算する」とは、レール等の部材の許容応力による転倒に対する抵抗モーメントを安定モーメントに加えて計算することをいうこと。

16 第18条関係

- (1) 第1号の規定により、エキスパンドメタル等の穴明き材料は、床板材としては使用できないこと。
- ただし、作業床に水抜き穴を設けることは、差し支えないこと。
- (2) 第2号イの「丈夫な構造」とは、作業員等がぶつかった際の衝撃力により変形、破損等が発生しないものをいうこと。
- (3) 第3号の「つま先板」には、パンチングメタル等の使用が認められること。

17 第19条関係

「金具等」の「等」には、「手すり」が含まれること。

18 第20条関係

- (1) 第1項の「レールの端部」とは、レールごとの端部をいうものであること。
- (2) 第2項の「軌道の切り替わる部分の手前の位置」とは、すべての走行車輪について手前の位置である必要があること。

(3) 第2項の「走行を停止させる構造」とは、ゴンドラの制御回路等が故障した場合であっても停止する構造であること。

19 第22条関係

(1) 「走行することのできるゴンドラ」とは、アーム固定型又はアーム俯仰型のゴンドラであって走行の形式が定置式であるもの、デッキ型のゴンドラ及びチェア型のゴンドラ以外のゴンドラをいうこと。

(2) 人力により走行するゴンドラには、手締め式等のブレーキ又は歯止めを備えること。

(3) 「走行を制動するためのブレーキ」とは、風速 16m/s の風荷重での逸走を防止する機能を有するものをいうこと。

20 第23条関係

「ピッチ円」とは、ドラム又はシーブにワイヤロープが巻かれた場合における当該ワイヤロープの断面の中心が作る円をいうこと。

21 第24条関係

(1) 第1項の「ドラムの溝にワイヤロープが巻き込まれる方向と当該溝に巻き込まれるときの当該ワイヤロープの方向との角度」とは、次の図に示す α をいうこと。

(図 略)

(2) 第2項の「フリートアングル」とは、次の図に示す θ をいうこと。

(図 略)

22 第25条関係

(1) 第1項の「クランプ止め」とは、次の図に示す形式のものをいうこと。

(図 略)

(2) 第1項の「コッタ止め」とは、次の図に示す形式のものをいうこと。

(図 略)

(3) 第1項の「コッタ止め等」の「等」には、ワイヤクリップを用いる方法等があること。

(4) 第2項の「ワイヤロープの末端が昇降装置から離脱しない構造のもの」としては、つり下げ用ワイヤロープの端部にエンドクリップが取り付けられたもの又は離脱防止機構を組み込んだ昇降装置があること。

23 第26条関係

「十分な強度を有し」とは、昇降装置等に使用される機械部分について、曲げ、ねじれ、応力集中、疲労、衝撃等に応じてそれぞれ必要な安全係数がとられて設計及び工作がなされていることをいうこと。

24 第27条関係

(1) ワイヤロープを用いる昇降装置の「巻過防止装置」の停止位置については、作業床の最上部と当該最上部と接触するおそれがあるアーム、シーブ等の下面との間隔が0.2m以上となるよう指導すること。

(2) 「巻過ぎを防止するための警報装置」とは、ワイヤロープが巻過ぎの状態となる前に、音により自動的にその旨を運転者に警報する装置をいうこと。

25 第28条関係

(1) 第2項第1号の「水又は粉じんの侵入により機能に支障を生ずるおそれのない構

造」とは、装置内部に水又は粉じんが侵入することによる電気部品の絶縁劣化、短絡、加熱、接触不良等機能の障害が生じないような防雨形、耐じん形等の構造であって、当該装置を設ける場所の環境に適したものをいうこと。

- (2) 第2項第2号の「接点が開放されることにより巻過ぎが防止される構造のもの」とは、ワイヤロープの巻上げが正常に行われているときは巻過ぎ防止装置の内部の接点が投入(ON)されており、巻過ぎを防止すべき状態になると当該接点が開放(OFF)される構造のもの、すなわち、いわゆる常時閉路型の構造のものをいうこと。

26 第29条関係

- (1) 本条は、水圧又は油圧を動力として用いる昇降装置等に備えるべき安全装置について規定したものであること。
- (2) 第2項の「逆止め弁」には、操作レバーを中立にした場合に荷重を支える圧力側に設けられる逆流防止のバルブ等があり、いわゆるパイロットチェックバルブ等がこれに該当すること。
- (3) 第2項の「水圧又は油圧の異常低下」とは、ホースの破損又は連結部からの離脱等によって水圧又は油圧が低下することをいうこと。

27 第30条関係

- (1) 第1号の装置には、メカニカルブレーキ、エディカレントブレーキ等が含まれること。
- (2) 第2号の装置には、ガバナーを用い、ドラムの回転を停止させる装置のほかに、ライフライン用ワイヤロープをキャッチし、作業床の下降を停止させる装置があること。

28 第31条関係

- (1) 本条の「機構」は、作業床が傾いた場合に一方の昇降用操作スイッチを止め、他方の昇降用操作スイッチを入れることによって傾きを矯正することができるものであれば足りること。
- (2) 本条の「機構」としてターンバックルを用いる場合には、当該ターンバックルは操作しやすい位置に設けられ、かつ、ターンバックルの操作中にワイヤロープによじれが生じないような構造のものとするよう指導すること。
- (3) 本条は、昇降装置として複数の巻上用ドラムを用いるゴンドラであって、それぞれの巻上用ドラムの回転数が機械的に完全に同期する機構のもの等作業床が傾かない構造のゴンドラについては適用されないこと。

29 第33条関係

- (1) 本条は、電磁接触器等を遮断しているときに、その操作回路の接地事故によって当該電磁接触器等のコイルに励磁電流が流れ、その結果電動機が運転状態となることによる危険を防止するため、操作回路の結線の方法について規定したものであること。
- (2) 「電磁接触器等の操作回路であって、接地した場合に電磁接触器等が閉路されるおそれがあるもの」には、次に掲げる操作回路は含まれないこと。
- イ 非接地式又は中性点接地式である電源に接続する操作回路
- ロ 電磁接触器等のコイルの入力側及び出力側の両極に開閉接点部分を設け、これを同時に開閉する方式の操作回路

ハ 共用保護盤等の電路保護装置であって、その保護機能が確実であるものを有する操作回路

(3) 「電磁接触器等」の「等」には、電磁開閉器、電磁リレー等が含まれること。

30 第 35 条関係

第 2 項の「作動の種別及び方向、電路の開閉の状態等が表示」については、誤操作を防止するため、理解しやすい表示とするよう指導すること。

31 第 36 条関係

(1) 「2 以上の箇所」とは、作業床部分及び台車部分等の意味であること。

(2) 操作部分が作業床以外に設けられている場合であっても、作業床内で動力をしゃ断できる装置を備えるよう指導すること。

32 第 37 条関係

(1) 本条は、構造部分の溶接加工を行う場合の溶接の方法について規定したものであること。

(2) 第 1 項第 1 号の「これと同等以上の性能を有する溶接棒」には、鋼材の種類に応じて JIS に定められた被覆アーク溶接棒等があること。

33 第 39 条関係

(1) 本条は、ゴンドラのすべてのボルト等について、緩み止め又は抜け止めを施すことを規定したものであること。

(2) ただし書は、高力ボルトを摩擦接合として正しく使用した場合には緩み止めを必要としないことをいうこと。

(3) 「摩擦接合」とは、ボルトに組み合わされたナット（ナットが締められない場合はボルト頭部）を強く締め付けて、接合部材間に生ずる摩擦力によって応力を伝達する接合をいうこと。

34 第 40 条関係

第 2 項は、1 本のワイヤロープが切断した場合であっても、作業床が落下しないための措置を規定したものであり、1 本のワイヤロープをシーブを用いて 2 本掛けにしたもの等は認められないこと。

35 第 41 条関係

(1) 第 1 項第 1 号の表の「ライフライン」とは、作業床の落下を防止するために、つり下げ用ワイヤロープ等以外に設けられたロープ等をいうこと。

(2) 第 1 項第 1 号の表の「その他のワイヤロープ」には、控え、係留用ワイヤロープ等があること。

(3) 第 2 項の「ワイヤロープに掛かる荷重」とは、作業床の自重、ワイヤロープの自重及び積載荷重を合計した荷重をいうこと。

36 第 42 条関係

「ワイヤロープが管等で覆われている場合」には、昇降装置、起伏装置及び伸縮装置の運転により、管等に覆われているワイヤロープが当該管等の外に出る場合は含まれないものであること。

なお、巻上用ドラム等が台車の内部に設置されているゴンドラについては、点検扉等を設けることにより、内部のワイヤロープ等が容易に点検できる構造とするよう指導すること。

37 第 43 条関係

第 2 項の「当該繊維ロープに掛かる荷重」とは、作業床の自重、繊維ロープの自重及び積載荷重を合計した荷重をいうこと。

38 第 45 条関係

- (1) 適用除外は、製造事業場等を管轄する都道府県労働基準局長からのりん伺に基づき労働省労働基準局長が行うものであること。
- (2) 「特殊な構造のゴンドラ」には、橋梁点検車、人力により昇降するゴンドラ等があること。
- (3) 人力により昇降するゴンドラについては、第 21 条第 2 項第 2 号及び第 27 条の規定の適用が困難であるので、当該ゴンドラに係る労働省労働基準局長がこれらの「規定に適合するものと同等以上の性能があると認め」る場合とは、旧規格の第 19 条第 2 項第 2 号に適合している場合であること。

39 附則関係

- (1) 第 3 項の「現に製造している」とは、ゴンドラが工作の過程にあることのみならず現に設計が完了している（設計の大部分を終了している場合を含む。）ことを含むものであること。

なお、同一の設計により量産されるものについては、設計の完了ではなく、個別に工作の過程にあるか否かにより、現に製造されているものか否かが判断されること。

- (2) 第 3 項の「現に存する」とは、現に設置されていること、廃止して保管されていること及び現に製造が完了しているがまだ設置されていないことをいうものであること。

第 3 設置届、明細書等に記入する種類及び型式について

規則に定められた各様式の「種類及び型式」の欄には、昭和 44 年 10 月 23 日付け基発第 706 号の別紙 1 の種類、走行の形式、作業床の形式及びアームの運動の形式により記入すること。

具体的には、「種類」の後に、括弧内に「走行の形式」、「作業床の形式」及び「アームの運動の形式」の組合せを記入すること。

例 アーム俯仰型ゴンドラ（軌道式、ケージ式、元旋回）
デッキ型ゴンドラ

また、特殊な構造のゴンドラについては、「種類」が特殊なものについてはその「種類」を記入し、「走行の形式」、「作業床の形式」又は「アームの運動の形式」が特殊なものについては当該事項を括弧内に記入すること。

なお、従来の「動力の種類」については、「電動式」が一般的となったことから、「電動式」については記入しないこととするが、「手動式」及び「空気式」については、特殊な形式として当該事項を括弧内に記入すること。

おって、可搬型又は常設型の区別は、設置の段階で確定することから、ゴンドラを設置する段階でゴンドラ設置届（規則様式第 10 号）の「種類及び型式」の欄にその区別を記載させるとともに、当該ゴンドラ設置届の記載に基づきゴンドラ検査証（規則様式第 8 号）の「記事欄」にその区別を記入すること。

別表 第1条第1項各号に掲げる日本工業規格に適合した鋼材又はアルミニウム合金材と同等以上の化学成分及び機械的性質を有する鋼材又はアルミニウム合金材

第1条第1項に規定する鋼材 又はアルミニウム合金材		同等以上の化学成分及び機械的性質を有する鋼材 又はアルミニウム合金材
JIS G3101	SS400	ASTM A 36 DIN 17100 St37-2 及び St44-2 SIS 141312-00
JIS G3106	SM400	ASTM A 572 50 DIN 17100 RSt37-2、St37-3 及び St44-3 JIS G3114 SMA400 NF A35-501 E24-2 SFS 200 Fe37B SIS 141412-00 及び 141414-01 日本海事協会規格 KA
	SM490	ASTM A 588 A 及び A 441 DIN 17100 St52-3 JIS G3114 SMA490 NF A35-501 E36-4 SFS 200 Fe52D SIS 142132-01 及び 142172-00 UNI Fe430B
	SM520	UNI Fe510B
	SM570	JIS G3129 SH590S
JIS G3444	STK400	DIN 1626 St37.0 DIN 1629 St37.0 JIS G3454 STPG370 SIS 141312-03 及び -04
	STK490	JIS G3445 STKM18A 及び B JIS G3474 STKT590 SIS 142172-03 及び -04
JIS G3466	STKR400	ASTM A-500B SIS 141412-04
JIS H4100	A6061S-T6	JIS H4000 A6061P-T6 JIS H4100 A6061S-T62
	A6N01S-T5	DIN 1748 AlMgSi0.5/F22

備考：JIS：日本工業規格
 ASTM：米国材料規格協会
 DIN：ドイツ連邦規格
 NF：フランス規格
 SFS：フィンランド規格
 SIS：スウェーデン規格
 UNI：イタリア国家規格

別紙

- 1 昭和44年10月23日付け基発第706号「ゴンドラ安全規則の施行について」の別紙1を次のように改める。

(別紙1 略)

- 2 昭和47年9月18日付け基発第599号「ゴンドラ安全規則の施行について」の記の第2の1中「種類」を「種類、走行の形式、作業床の形式及びアームの運動の形式の組合せ」に改めるとともに、次のただし書を加える。

ただし、次に定めるところにより取り扱って差し支えないこと。

- (1) 既に製造の許可を受けている軌道式のゴンドラと走行の形式以外の事項が同一である無軌道式又は定置式のゴンドラ及び既に製造の許可を受けている無軌道式のゴンドラと走行の形式以外の事項が同一である定置式のゴンドラについては、別途製造の許可を受けることを要しないこと。
- (2) 既に製造の許可を受けている複数のアームの運動の形式を有するゴンドラとアームの運動の形式以外の事項が同一のゴンドラであって、そのアームの運動の形式の一部の運動機能を有さないゴンドラについては、別途製造の許可を受けることを要しないこと。
- (3) デッキ型のゴンドラ及びゲージ式のゴンドラの双方について製造の許可を受けている者は、当該ゲージ式のゴンドラと作業床の形式以外の事項が同一であるデッキ式のゴンドラについては、別途製造の許可を受けることを要しないこと。

- 3 平成5年10月4日付け基収第656号の2「デッキ式ゴンドラを横に数台連結して使用する場合の取扱いについて」別紙甲の記の2の(2)を次のとおり改め、(3)を削る。

(2) 連結部の渡し板の部分については、作業床の床面が区分されているものとして第9条に基づき積載荷重を計算するとともに、強度を確認すること。

4 廃止する通達

- (1) 昭和45年1月13日付け基発第27号「ゴンドラ構造規格の施行について」
- (2) 昭和45年3月31日付け基収第1349号「ゴンドラ構造規格について」
- (3) 昭和61年4月8日付け基収第119号の2「SUS304 (JISG4304) 規格材に基づく材料を使用するゴンドラの製造について」
- (4) 昭和61年7月28日付け基収第353号の2「ゴンドラの構造部分に使用するアルミニウム合金の板等の許容応力の値について」
- (5) 平成2年12月25日付け基収第894号の2「ゴンドラの構造部分に使用するDIN規格に定める鋼材及びアルミニウム合金の板等について」